

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 森 雅裕
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期
決算年月		2025年12月
売上高	(千円)	489,069
経常損失(△)	(千円)	△78,197
当期純損失(△)	(千円)	△62,844
資本金	(千円)	246,490
発行済株式総数	(株)	1,761,700
純資産額	(千円)	△224,753
総資産額	(千円)	99,325
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△36.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)
自己資本比率	(%)	△226.7
自己資本利益率	(%)	—
株価収益率	(倍)	—
配当性向	(%)	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△132,217
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	25,798
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	103,663
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	44,114
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	11〔18〕

- (注) 1. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
4. 当社は第8期より財務諸表を作成しているため、第7期以前の財務諸表は記載しておりません。
5. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計期間等に係る主要な経営指標については、記載しておりません。

(参考情報)

回次		第5期 (連結)	第6期 (連結)	第7期 (連結)
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	500,028	579,196	589,144
経常損失(△)	(千円)	△212,981	△94,531	△89,690
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△265,304	△95,660	△90,669
包括利益	(千円)	△265,994	△95,976	△90,669
純資産額	(千円)	△142,057	△238,112	△328,781
総資産額	(千円)	351,186	286,158	160,038
1株当たり純資産額	(円)	△88.20	△147.26	△203.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△177.10	△59.06	△55.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	△40.7	△83.3	△205.7
自己資本利益率	(%)	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△149,277	△62,685	△13,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△22,987	7,610	△350
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	134,628	△29,452	△32,352
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	187,951	103,424	57,237
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	23〔44〕	19〔41〕	16〔35〕

(注) 1. 自己資本利益率については、期中平均自己資本額がマイナスであるため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は2018年2月23日に設立をし、以来「プロスポーツビジネスの新しい循環型モデルの創出」のために、「卓球を中心としたプロスポーツ×沖縄」にさらに掛け合わせを行い、「プロスポーツ×沖縄×飲食」、「プロスポーツ×沖縄×マーケティング」などの領域での事業展開を行っております。

当社グループに係る経緯は、次の通りであります。

年 月	概 要
2018年2月	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社〔資本金100万円〕を設立
2018年3月	琉球アスティーダ（卓球チーム）を発足し、スポーツ関連事業を開始 沖縄県那覇市に「バルコラボ TAKKYU バル」奥武山公園店を出店し、飲食事業を開始
2018年10月	Tリーグ（※）開幕
2019年5月	琉球アスティーダ卓球スクール事業を開始
2019年7月	琉球アスティーダ卓球通販サイトをオープン
2019年7月	沖縄県中城村にスポーツ観戦レストラン、「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店を出店
2019年9月	事業を譲り受け、沖縄県中城村に「いちやりばコラボ」北谷店、沖縄県宜野湾市に「バルコラボ肉バル」沖国大前店の2店舗を営業開始
2020年1月	事業を譲り受け、沖縄県那覇市にて「バルコラボ」那覇新都心店、「MEAT&PIZZA」バルコラボ那覇天久店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店、「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店の4店舗を営業開始
2020年7月	飲食事業のフランチャイズ展開を開始 沖縄県那覇市にてフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を営業開始
2020年10月	沖縄県中城村にてフランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を営業開始
2020年11月	沖縄県那覇市に「バルコラボ」県庁前店を出店
2020年12月	沖縄県浦添市にフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」浦添市役所前店、沖縄県恩納村にフランチャイズ店舗「バルコラボ オーシャンテラス」真栄田岬店を営業開始
2021年2月	Tリーグ2020-2021シーズン プレーオフ ファイナル（男子）で初優勝
2021年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2021年4月	九州アスティーダ株式会社を設立 福岡県を本拠地とする女子卓球チームとして、2021-2022シーズンよりTリーグに参戦
2021年5月	沖縄県那覇市に、お土産店「アスティーダショップ」を出店
2021年8月	アスティーダマーケティング株式会社を設立
2021年9月	AMG株式会社を設立
2021年12月	第1回アスティーダフェスを開催 「スポーツ！音楽！食！最高のエンターテインメントを！」をテーマにした「アスティーダフェスティバル2021-2022」を沖縄アリーナで開催
2022年3月	ナッジ株式会社（本社：東京都千代田区）より、次世代型クレジットカード「Nudge（ナッジ）」において、「琉球アスティーダ」クラブ、「九州アスティーダ」クラブ、「バルコラボ」クラブのクレジットカードを発行
2022年4月	「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店を、「29 on」那覇国際通り店に店名変更
2022年6月	沖縄県中城村にフランチャイズ店舗「バルコラボ」グランデ中城店を営業開始
2022年7月	フランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を閉店

年 月	概 要
2022年9月	フランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を閉店
2022年9月	お土産店「アスティーダショップ」を閉店
2022年10月	「29 on」那覇国際通り店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店を閉店
2022年11月	「バルコラボ TAKKYU バル」奥武山公園店を閉店
2023年1月	「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店を閉店
2023年3月	Tリーグ 2023-2024 シーズン プレーオフ ファイナル（男子）で優勝
2023年4月	秋田県秋田市にフランチャイズ店舗「meat & beer バルコラボ」秋田大町店を営業開始
2023年5月	会員制経営者コミュニティサロン「アスティーダサロン」事業を開始
2025年1月	バルコラボ那覇天久店、「いちやりばコラボ」北谷店を閉店
2025年6月	九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）の全株を売却
2025年6月	「バルコラボ肉バル」沖国大前店、「バルコラボ」那覇新都心店を閉店
2025年11月	「バルコラボ」県庁前店を閉店

※「Tリーグ」とは、日本の卓球を世界に向けより強いものに、また身近なものにするために2017年に一般社団法人Tリーグが発足し、2018年10月から1stシーズンが開幕した日本の新しいプロ卓球リーグであります。

2016年12月に日本卓球協会による将来のプロ化を視野に入れた2018年発足の新リーグ構想ができ、2017年4月に運営法人となる「一般社団法人Tリーグ」が設立されました。現理事長にはTリーグ理事を務めていた坂井一也氏が就任しております。

Tリーグには男子6チーム、女子は6チームが所属しています。（所属チームは下記の表を参照）

■男子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
T.T 彩たま	埼玉県	2018年
木下マイスター東京	東京都	2018年
岡山リベッツ	岡山県	2018年
琉球アスティーダ	沖縄県	2018年
静岡ジェード	静岡県	2023年
金沢ポート	石川県	2023年

※「琉球アスティーダ」は2018年より加盟しております。

■女子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
木下アビエル神奈川	神奈川県	2018年
トップおとめピンポンズ名古屋	愛知県	2018年
日本生命レッドエルフ	大阪府	2018年
日本ペイントマレッツ	大阪府	2018年
九州カーリーナ	福岡県	2021年
京都カグヤライズ	京都府	2022年

※「九州カーリーナ」は当社の子会社であった九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）が運営するチームであり、2021年より加盟しております。2026年6月23日付で、当社が所有する同社の株式全株を譲渡したことにより子会社ではなくなっております。

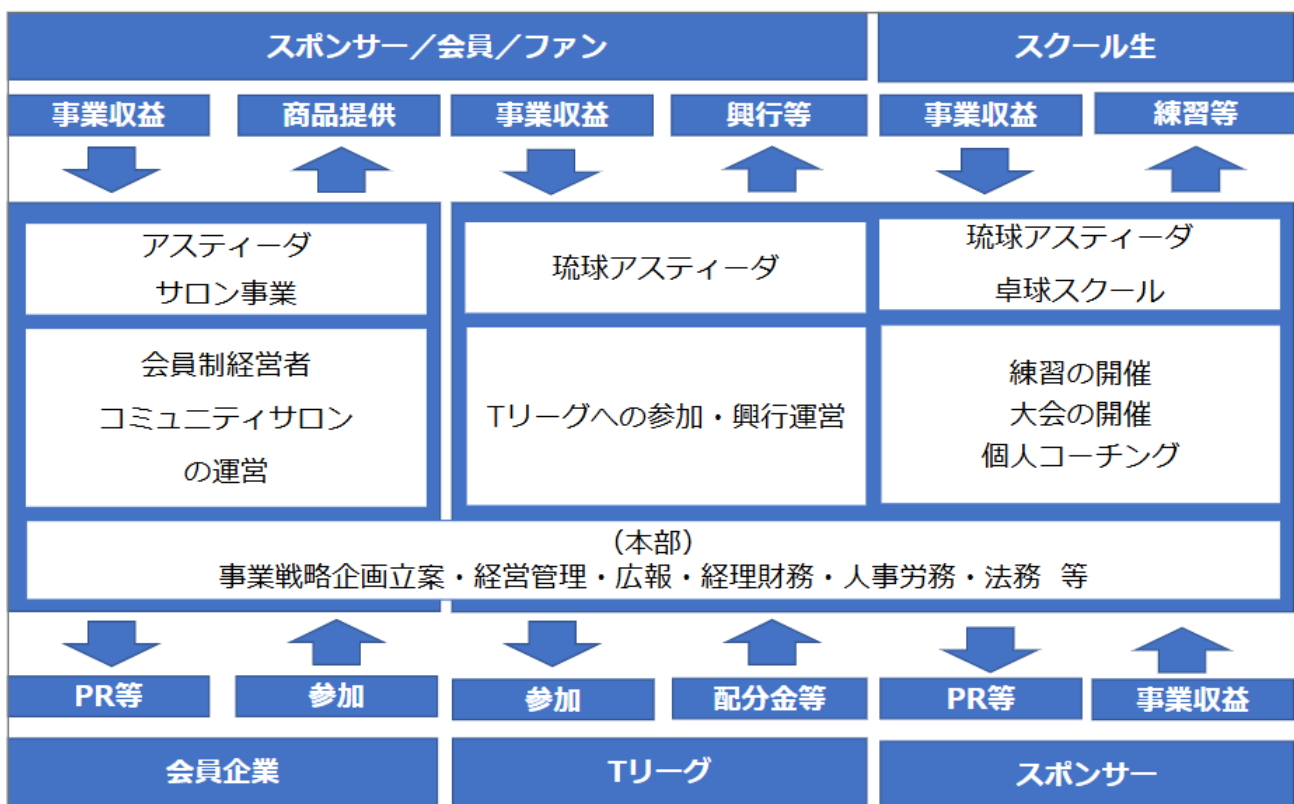
3 【事業の内容】

当社は、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」をスローガンに、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。

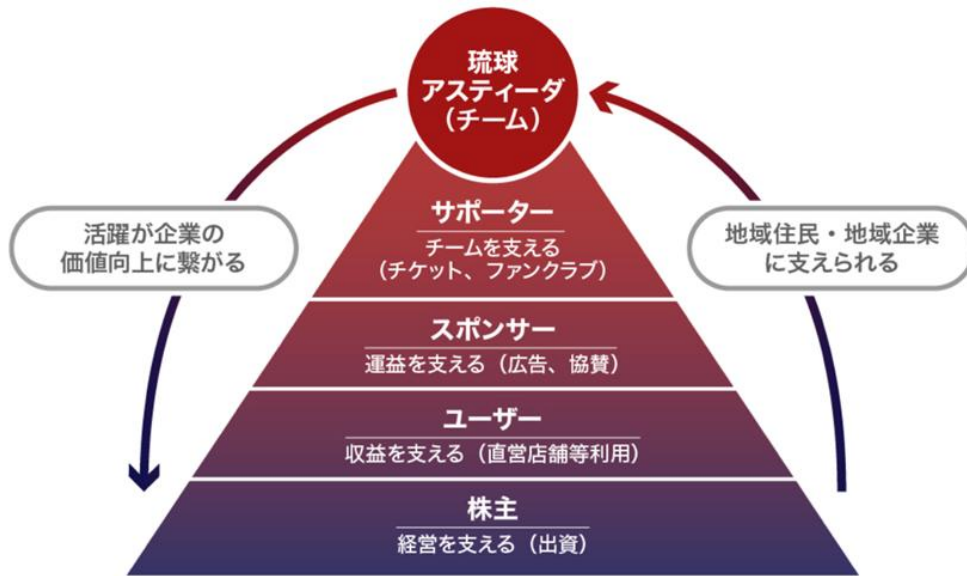
私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちがスポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場をつくり、そして、琉球アスティーダが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。さらに、2023年5月より、会員制経営者コミュニティサロン「アスティーダサロン」の運営を開始しております。これにより、スポーツを軸とした新たな価値の創造をまいります。これらの取り組みを通じて、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を私たちは継続してまいります。

当社のビジネスモデルは、スポンサー収入のみに頼った従来のスポーツクラブ経営ではなく、卓球教室、経営者サロン事業、ブランド展開など相乗効果のある事業展開を行っております。

(事業系統図)



(ビジネスモデルイメージ図：琉球アスティーダの例)



当社の事業は、スポーツ関連事業、アスティーダサロン事業に分けられます。

スポーツ関連事業は、主に卓球事業となります。卓球事業は、スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、Tリーグ配分金などがあります。アスティーダサロン事業は、経営者同士の繋がる出会いと学びの場を提供する会員制経営者コミュニティサロンの運営を行っております。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの会費収入

当社はバル形態を中心とした飲食店の運営を営んでおりましたが 2025 年 11 月までに直営店舗全店舗を閉鎖いたしました。

(1) スポーツ関連事業

1. スポンサー収入

スポンサー収入は、チーム運営を行うために使用されており、スポーツ関連事業の売上の約 78.5% を占めています。また、年間を通じてご契約いただいている企業のほか、主に開催地域におけるチームホーム戦にてマッチスポンサープランでのご契約もあり、チーム運営の主な財源となっております。なお、当社が提供している年間スポンサーの種別は下記の通りです。

【年間スポンサーの種別について】

スポンサーには露出の度合いに応じて、トップスポンサー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルパートナーの 3 種類があります。

トップスポンサーは、ユニフォームやウォームアップウェアへ社名を掲載し、ライブ放送で映るなど一番露出が多くなるスポンサーです。その他にも、呼称権・集団肖像権の使用やホームゲーム会場内での社名掲載などオフィシャルスポンサーと同様のプランも提供しています。

オフィシャルスポンサーは、呼称権・集団肖像権の使用やチームエンブレム・ロゴの使用、ホームゲーム会場内での社名掲載、琉球アスティーダのホームページでのロゴ掲出等の PR 効果があるスポンサーです。

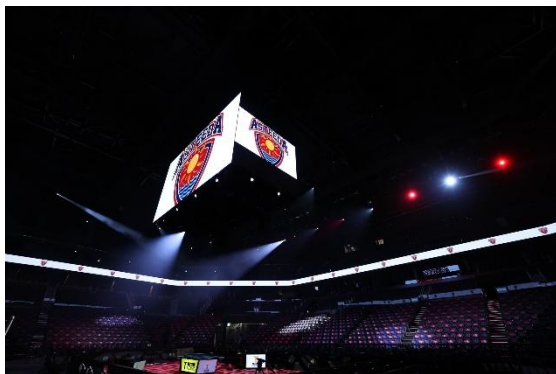
オフィシャルパートナーは、琉球アスティーダのホームページでのロゴの掲出や、ホームゲーム会場内での社名掲載、チケットを提供しているスポンサーです。

詳細は、下記の通りです。

スポンサー区分	メニュー
トップスポンサー	ユニフォームへの社名掲載 ウォームアップウェアへの社名掲載 下記、オフィシャルスポンサーの権利全て
オフィシャルスポンサー	呼称権・集団肖像権の使用 チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板 ホームゲーム会場内横断幕 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴの掲出 ホームゲーム会場サンプリング レセプションパーティ参加 ホームゲームチケット活用（アリーナ席）
オフィシャルパートナー	チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板の掲出 ホームゲーム会場内横断幕の掲出 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴ掲出 チケット提供（アリーナ席ご招待） チケット提供（自由席） ファンミーティングご招待 チームポスター進呈

2. Tリーグ配分金

Tリーグ配分金にはプロ卓球リーグのTリーグに参戦し、興行を行うことで一般社団法人Tリーグが得られた収入の一部が平等にチームに還元される基礎配分金や、レギュラーシーズンの順位に応じて得られる順位連動型配分金などがあります。



試合会場



試合の様子

3. 卓球教室収入

卓球教室収入は、沖縄県中城村に卓球教室を運営しております。次世代の選手を育てる場、及び地域住民の健康を支える場となっており、グッズ売り場を併設しております。

4. グッズ収入

グッズ収入にはアスティーダチームグッズ収入と卓球用品収入があります。アスティーダのユニフォームやタオル等の公認グッズ及び卓球プレイヤーが使用するラバーやシューズ、ユニフォーム等を販売しております。販売は主に卓球教室、通販ストア及び試合会場で行なっております。

5. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入にはファンクラブ会費とオンラインサロン会費があります。ファンクラブには個人会員・法人会員があり、加入すると選手との交流イベント、チケット割引販売、オリジナルグッズプレゼント、飲食店での割引サービスなどの特典があります。

オンラインサロンに加入すると、琉球アスティーダオフィシャル Facebook グループに入ることができます。サロンメンバー限定の選手からのコメントや動画配信、オフ会参加、またチーム運営への提言など運営に関わることができます。

6. チケット収入

チケット収入とは、Tリーグのホームゲームで当社グループが販売したチケットの売上になります。2025-2026 シーズンは全体の試合数が 25 試合あり、そのうちホームゲームが 13 試合あります。

チケットの種類はコートサイド 10,000 円、アリーナ席 8,000 円、2階席大人 2,000 円、高校生以下 1,000 円などがあります。

7. クラブトークン収入

クラブトークンとは、ブロックチェーン技術を利用したチームへの応援の「しるし」や「証」の役割を果たすデジタル上のアイテムで、オンライン上でのファンサービス・クラブ応援ツールとして展開されています。株式会社フィナンシェ(東京都渋谷区)と業務提携し、クラブトークンの販売によるチームの収益化、ファンコミュニティの強化、新しいファンの獲得、既存ファンに対する体験価値の強化等を目指しています。

8. その他

その他に YouTube チャンネルからの広告収入などがあります。

(2) アスティーダサロン事業

東京、大阪、名古屋、福岡を拠点に、スポーツを軸とした会員制の経営者コミュニティとして、勉強会や交流会を通じて、サロンメンバー同士が繋がる出会いと学びの場を提供しております。

アスティーダサロンの会費収入は、勉強会や交流会の運営を行うために使用しております。

なお、当社グループが提供しているスポンサーの種別は下記の通りです。

【アスティーダサロンの種別について】

アスティーダサロン会費にはご提供するサービスや会員様の特性に応じて、スタンダードプラン、プレミアムプラン、エグゼクティブプランの3種類があります。

詳細は、下記の通りです。

【アスティーダサロンの種別】

区分	内容
スタンダードプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 定例会または勉強会（毎月）・ 食事会（2ヶ月毎）・ オンライン交流会（1ヶ月2回）・ 個別部会の設置（IPO相談室／資金調達相談室／新規事業立ち上げ相談室等）・ アスティーダロゴの使用（HP、名刺等）・ アスティーダロゴ入りデジタル名刺贈呈（入会金特典5枚）・ エグゼクティブサロンへの無料招待
プレミアムプラン	<ul style="list-style-type: none">・ スタンダードプラン特典・ 企業間のマッチング機会の提供（年間24件のアポイントサポート保証）・ アスティーダサロン各種イベントへの優先参加・ アスティーダサロン内での勉強会の開催権利・ エグゼクティブサロンへの無料招待
エグゼクティブプラン （上場企業限定）	<ul style="list-style-type: none">・ 定例交流会（2ヶ月毎）・ エグゼクティブサロンへの無料招待

(注) 上記は主な内容であり、各種特典やサービス等の提供を行っております。

4 【関係会社の状況】

当事業年度において、当社が保有する以下の連結子会社の株式全株を売却したため、連結の範囲から除外しております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合又 は被所 有割合	関係内容
九州アスティーダ株式会社 (注) 1	福岡県 大野城市	11,000	スポーツ関連事業 (注) 2	97.7%	当社の取締役2名が当該会社の取締役を兼任しておりましたが、株式譲渡時に当該取締役は退任しております。

- (注) 1. 本報告書提出時点において、「九州カーナ株式会社」に商号が変更されております。
2. 2025年6月23日の株式譲渡実行前の所有割合を記載しております。

5 【従業員の状況】

発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
11 [18]	35	1.61年	4,259

セグメントの名称	従業員数 (名)
スポーツ関連事業	4 [3]
飲食事業	— [13]
アスティーダサロン事業	4 [1]
全社 (共通)	3 [1]
合計	11 [18]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[]内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。
なお、業績及びキャッシュ・フローの状況について、2024年12月期においては、連結会計期間の数値を記載しているため、前期との比較は行っていません。

(1) 当期の経営成績の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が徐々に改善しており、緩やかな回復基調にあります。一方で継続的な物価上昇による消費マインド回復の遅れや、不安定化する国際情勢等、先行き不透明な状況にあります。

当社はこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

当社の業績におきましては、当事業年度の売上高は489,069千円、営業損失は75,352千円、経常損失は78,197千円、当期純損失は62,844千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ2024-2025シーズンにおいて、琉球アスティードは惜しくもファイナルにて敗戦を期した結果優勝を果たすことが出来ず、シーズン2位となりました。7月に開幕しましたTリーグ2025-2026シーズンにおいては、琉球アスティードは2026年1月末時点でし烈なプレーオフ進出争いをしております。業績に関しては新規スポンサーの獲得が鈍化しており、売上高は74,216千円、セグメント損失は162,443千円となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、不採算が継続したことにより当事業年度において直営店5店舗全店を閉鎖いたしました。その結果、売上高は85,332千円、セグメント損失は24,090千円となりました。

(アスティードサロン事業)

会員制経営者コミュニティサロンを運営している事業におきましては会員数が堅調に推移したことに加え、2025年6月に大規模カンファレンスであるアスティードエグゼクティブサロン2025 in 北海道、12月にエグゼクティブサロン2025 in 沖縄での収益を計上した結果、売上高は329,519千円、セグメント利益は222,081千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの概況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前期末に比べ2,756千円減少し、44,114千円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は132,217千円となりました。これは主に税引前当期純損失62,201千円を計上したほか、契約負債の減少額58,899千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は25,798千円でした。これは投資有価証券の売却による収入10,000千円、関係会社株式の売却による収入が15,177千円等あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は103,663千円となりました。これは、短期借入金の返済5,000千円、長期借入金の返済による支出29,352千円があった一方で、第三者割当増資による収入が138,015千円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	前期比 (%)
スポーツ関連事業	284	—
飲食事業	38,090	—
アスティーダサロン事業	1,141	—
合計	39,516	—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 2024年12月期においては、連結会計期間の数値を記載しているため、前期比は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	前期比 (%)
スポーツ関連事業	74,216	—
飲食事業	85,332	—
アスティーダサロン事業	329,519	—
合計	489,069	—

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3. 2024年12月期においては、連結会計期間の数値を記載しているため、前期比は記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針について

当社は、沖縄県においてプロ卓球チームの運営と、首都圏において経営者サロン事業を展開しております。

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグに参戦する「琉球アスティード」を世界で誰もが知るクラブチームに育て、スポーツビジネスの新たなモデルの構築を目指しています。スポンサー企業様にご賛同をいただきながら、地域の方々にファンクラブへ加入していただき、地域と一体となったチーム作りを目指しております。また、YouTube チャンネルやブロックチェーン技術を利用した「クラブトークン」の発行など、卓球業界で初めての試みにも積極的に取り組み、知名度向上・ブランド構築を行なっているほか、アスティードチームグッズの販売も行っております。

アスティードサロン事業につきましては、2023年5月より、経営者同士の繋がる出会いと学びの場を提供する会員制経営者コミュニティサロンの運営を行っております。

当社社員の平均年齢が低く、スピードを大事にした経営方針を掲げております。

以上のように、当社は明確なビジョンのもとに、日本のスポーツビジネスで新しい取り組みを行いながら、地域に長く愛される企業となるよう着実に歩みを進めてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社の経営理念を実現していくため、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

1. 人材の確保及び人材育成について

スポーツ関連事業でのスポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、アスティードサロン会員向けの顧客サービス、さらには人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

2. 事業の展開について

安定的な収益基盤を構築していくためには、既存顧客に対する充実したサービス提供と拡充が重要な課題であると考えております。

また、アスティードサロン事業におきましては、毎月の勉強会及び会員同士の交流会の開催など、参加メンバーの事業成長を支援する様々な施策を充実させることで、会員数の増大を図ってまいります。

(3) 事業資金の確保について

新型コロナウイルスの影響拡大時に事業資金を確保するために、金融機関からの借入金による調達を行っておりますが、今後につきましては、営業キャッシュ・フローの獲得により借入金の返済を進めるとともに、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において営業損失 75,352 千円、経常損失 78,197 千円、当期純損失 62,844 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 132,217 千円の支出となりました。その結果、当事業年度末において 224,753 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、子会社である九州アスティード株式会社（現九州カーリーナ株式会社）株式全株を売却し、さらに飲食事業においては全直営店舗からの撤退をいたしました。次年度においては、成長事業であるアスティードサロンに経営資源を集約し、人員の重点配置及び営業体制の強化を行うことにより、当社が年2回実施するアスティードエグゼクティブサロンをはじめとするコンテンツの質的向上及びプログラムの拡充を図り、提供価値の多層化を通じて事業の収益性の改善及び安定化に取り組んでまいります。

また、今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティードサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(2) 卓球業界の動向について

当社の基幹事業である卓球業界は、日本のトップ選手が世界ランキングの上位にいることや、若いトッププレイヤーが多くいることからジュニア世代の育成が盛んに行われております。しかしながら、今後の国際大会等における日本選手の成績状況や卓球及びそのスポーツ市場の浮き沈みにより競技人口が増減した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スポンサーへの依存について

当社は、スポーツ関連事業の売上の約 61.7%をプロ卓球チームのスポンサー収入に依存しております。当社は設立から8年と企業としての歴史が浅いことから、毎シーズン継続してスポンサーになっていただける企業が少ない状況にあります。今後も新規及び継続したスポンサー企業を獲得できるよう、広告宣伝やチームの価値を向上させる施策を行っておりますが、スポンサー企業の経営方針の変更や業績の悪化等によりスポンサー収入が大きく変動する可能性があります。また、新規スポンサー企業の獲得ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) スポーツ関連事業の業績の季節変動について

当社が行うスポーツ関連事業の売上の約 61.7%をスポンサー収入が占めております。スポンサーの獲得は、チームのメディア露出が高まるリーグ開催時期（通常は7月～翌年3月）のうち、特にスポンサー期間を長く取れる開催時期の後半に集中する傾向があります。そのため、当社の売上及び営業利益は、リーグ開催時期である下半期に増加する傾向があります。

(5) アスティーダサロンの動向について

当社グループは、2023年5月にアスティーダサロン事業の運営を開始しており、運営開始から2年7か月と事業としての歴史が浅く、想定している会員数に向けて獲得を進めている状況にあります。今後も新規会員の獲得及び継続会員を獲得できるよう、事業価値を向上させる施策を行ってまいります。また、会員企業の経営方針の変更や業績の悪化等により会費収入が大きく変動する可能性があります。また、新規会員企業の獲得及び既存会員の継続ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は年に2回地方での大型カンファレンスを実施しており、当該集客が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) Tリーグ配分金について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しており、一般社団法人Tリーグが得た収益（放映権やスポンサー収入等）のうち一部を配分金として頂いております。Tリーグ配分金の内容については、現在のところ毎シーズンごとに変更となっており、配分金の内容が変更されることにより配分金収入が大きく変動する可能性があります。また、Tリーグの収支状況が悪化した場合には、配分金の減額により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) Tリーグ脱退について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しております。「5 【経営上の重要な契約等】」に記載の通り、一般社団法人Tリーグとの契約を締結しており、一般社団法人Tリーグが定めた「Tリーグ規約」に則ってチーム運営を行っております。当社は今後も「Tリーグ」に所属した上でスポーツ関連事業を行っていく予定でございますが、何らかの理由でTリーグからチームが脱退した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 卓球プロリーグの順位と所属選手の獲得について

当社にて運営を行っている卓球チームは、卓球プロリーグである「Tリーグ」に所属しており、リーグ優勝を目標にチーム運営を行っております。また、海外で実績を積んだ世界ランキング上位の海外選手と日本の若手有望選手を所属させる方針であります。しかしながら、成績が下位になってしまった場合や有望な選手の獲得がかなわなかった場合には、スポンサー収入の減少やTリーグ配分金の減少などにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存に関するリスクについて

当社の経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、創業者である代表取締役・早川周作が、重要な役割を果たしております。また当社は、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務遂行が困難となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 施設運営の事故等について

当社グループでは、卓球教室の施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際して重大な事故等が発生した場合には、所管する自治体等からの事業停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成について

当社は、プロ卓球チームの運営、卓球スクールの運営、コミュニティサロンの運営など業種が多岐にわたります。そのため、当社の理念に共感していただける優秀な人材の確保と育成を積極的に行っていくことは、当社にとって重要な要素だと考えております。また、人材の確保にあたっては、新規採用だけでなく、中途採用

やパート・アルバイトからの社員登用を含め、門戸を広く積極的に獲得を進めてまいります。しかしながら、人材の確保及び育成が順調に進まない場合には、各事業のサービスの品質の担保が計画どおりできず、プロ卓球チームの成績低下やスポンサー収入の減少、アスティードサロン事業の収益悪化等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 商標権について

当社は商標権を企業価値向上のための重要なものとして位置づけ、可能な限り商標を取得することを基本方針としております。しかしながら、当社が使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合、第三者から当社の商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性があり、仮にこれらの請求が認められた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報の保護について

当社は、プロ卓球チームのファンクラブ及び卓球スクールにおいては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取り扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社の事業に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 社歴が浅いことのリスクについて

当社は、2018年2月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(16) 配当政策に関するリスクについて

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、発行者情報公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(17) 法規制について

当社では、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年3月1日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提とな

る契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、債務超過の状況にありますが、上記（1）に記載した通り、当該状況の解消に努めております。

（J-Adviser 契約解除に関する条項）

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる

状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日。
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等。
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を

当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等。

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議。（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日。）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取り扱い

甲が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きい

と乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入。
（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。

その概要は以下の通りです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

(注) Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

(Tリーグ規約)

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等の上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第2項	Tリーグチーム運営法人はTリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等の上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第4項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、Tリーグ及Tリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のTリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	第18条4項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実に関してTリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。Tリーグは、金融商品取引法第166条、第167条の2その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規程第12条(2)の運用・解釈についても、第18条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第1項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条(3)の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第2項	Tリーグチーム運営法人は、当該Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式と	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条(3)の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。

	は、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるTリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	
第19条第7項	本条第1項から第4項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条（3）の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Tリーグ規約）〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第20条（Tリーグチームの健全経営）第1項に違反した場合	制裁規程第12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第3項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （3）同第21条（Tリーグチームの株主）第2項から第6項までのいずれかに違反した場合	制裁規程第12条（3）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第21条の上記運用・解釈に応じる。

2. 当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約書」を締結しております。

フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当事業年度末において2社と契約しております。

契約期間	5年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えるとともに、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当事業年度末のフランチャイジーの契約社数は2社ですが、フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における、資産、負債及純資産の状況は、次の通りであります。なお、2024年12月期においては、連結会計期間の数値を記載しているため、前期との比較は行っていません。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、95,959千円となりました。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、3,365千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、213,821千円となりました。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、110,257千円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産は△224,753千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 当期の経営成績の概況」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの概況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

重要性がないため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,738,300	1,761,700	1,761,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,738,300	1,761,700	1,761,700	-	-

(注) 「公表日現在発行数」には、2026年3月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

第1回新株予約権 (2019年3月29日定時株主総会決議)

区 分	当事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	33,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決

定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当事業年度末現在 (2025 年 12 月 31 日)	公表日の前月末現在 (2026 年 2 月 28 日)
新株予約権の数（個）	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	2020 年 1 月 31 日から 2030 年 1 月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月16日(注)1	127,200	1,619,700	57,240	175,490	57,240	137,990
2025年2月28日(注)1	20,000	1,639,700	10,000	185,490	10,000	147,990
2025年3月28日(注)2	22,000	1,661,700	11,000	196,490	11,000	158,990
2025年4月16日(注)3	50,000	1,711,700	25,000	221,490	25,000	183,990
2025年6月9日(注)4	50,000	1,761,700	25,000	246,490	25,000	208,990

- (注) 1. 有償第三者割当増資 20,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先個人2名
 2. 有償第三者割当増資 22,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人2社
 3. 有償第三者割当増資 50,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人1社
 4. 有償第三者割当増資 50,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人3社
 割当先個人2名

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	23	1	—	180	204	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,749	90	—	14,778	17,617	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	11.27	0.49	—	88.24	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	49.03
佐野 健一	東京都新宿区	85,600	4.85
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦2丁目8-24 オフィスオオモリ8階	60,000	3.40
有限会社 FORWARD	兵庫県川西市美山台1丁目1番地の68号	50,000	2.83
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	2.55
内藤 忍	東京都港区	37,000	2.10
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑2丁目3-1 WHITE CUBE 1 F	30,000	1.70
明星 智洋	東京都江東区	28,000	1.58
荒生 智啓	東京都渋谷区	27,000	1.53
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.53
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.53
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.53
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山2丁目2-15 ウィン青山 1214	27,000	1.53
計		1,334,500	75.75

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,761,700	17,617	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,761,700	—	—
総株主の議決権	—	17,617	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 社外協力者 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権

決議年月日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第3回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
決議年月日	2020年1月30日
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【株式の種類等】

該当事項はありません。

(2) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(4) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(5) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当事業年度につきましては、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資資金として活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

【最近3年間の年度別最高・最低株価】

当社株式は2021年3月30日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 最近3年間の売買実績はありません。

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 最近6月間の売買実績はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長 兼 社長	早川 周作	1976年 12月17日	2003年2月 2004年2月 2011年12月 2018年2月 2021年4月 2023年1月 2023年8月 羽田孜元総理大臣秘書 日本リーディング総合法務事務所所長 SHG ホールディングス株式会社 代表取締役 当社代表取締役 九州アスティーダ株式会社取締役 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	(注) 4	(注) 3	863,900
取締役	スポーツ関連 事業 本部長 飲食事業 本部長	照屋 成次	1979年 5月16日	2000年6月 2002年5月 2010年5月 2020年7月 2022年12月 2023年4月 2024年7月 有限会社イマジン・プランニング入社 株式会社モブ・ブロックス・アソシエ イツ代表取締役 株式会社琉球インタラクティブ取締役 当社執行役員 当社取締役 当社取締役スポーツ関連事業本部長 当社取締役スポーツ関連事業本部長・ 飲食事業本部長	(注) 4	(注) 3	—
取締役	—	東 俊介	1975年 9月16日	1998年4月 2016年12月 2018年2月 2019年4月 2019年10月 2022年6月 2023年4月 大崎電気工業株式会社入社 株式会社藤商取締役 当社 社外取締役 (現任) 株式会社アーシャルデザイン Innovation 事業部事業責任者 (現任) 当たるんですマーケティング株式会社 取締役 株式会社 MAGNET (旧当たるんですマー ケティング株式会社) 取締役 (現任) 株式会社北國銀行 ハンドボール部監督	(注) 4	(注) 3	9,000
取締役	—	高橋 秀幸	1977年 8月12日	2002年3月 2004年12月 2007年1月 2008年1月 2010年1月 株式会社アイ・ディ・アクセス (現 株 式会社 i DA) 入社 株式会社ウィン・グループ入社 株式会社就職課入社 株式会社フェイス総研プランニング 取締役就任 株式会社秀實社を設立・代表取締役に 就任 (現任)	(注) 4	(注) 3	—
監査役	—	兒玉 竜幸	1985年 5月27日	2018年8月 2022年3月 2025年3月 司法試験 合格 弁護士法人琉球法律事務所 (現弁護士法人琉球スフィア スフィア法律事務所) (現任) 当社常勤監査役 (現任)	(注) 5	(注) 3	—

監査役	—	山下 翔一	1983年 12月18日	2014年4月 2017年4月 2018年10月 2019年2月 2019年4月 2019年11月 2019年12月 2020年8月 2021年12月 2022年11月 2022年12月 2023年4月 2023年6月 2024年2月	株式会社ペライチ取締役会長 一般財団法人カブジチコンソーシアム代 表理事（現任） 株式会社サガプリンティング取締役（現 任） 一般財団法人全世界シンクロ・アート財 団理事（現任） 環境省主導国家プロジェクト「地域循環 共生圏」参画（現任） クラファン株式会社社外取締役（現任） 一般社団法人おうえんフェス理事・会長 （現任） ごちっぷ株式会社取締役会長（現任） 当社 社外監査役（現任） 株式会社 TRAYD INNOVATION 社外取締役 （現任） 株式会社日本情報セキュリティ代表取締 役（現任） 株式会社 NINJA SYSTEM 取締役（現任） NEO ASIA JAPAN 株式会社取締役・球団 GM（現任） 推し旅株式会社取締役（現任）	(注) 5	(注) 3	—
監査役	—	中村 直樹	1974年 4月22日	2002年11月 2007年1月 2007年3月 2012年8月 2016年7月 2020年2月 2023年3月	中央青山監査法人入所 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監 査法人）入所 公認会計士登録 RSM 清和監査法人入所 同法人パートナー（現任） IPO 支援室最高責任者（現任） 当社 社外監査役（現任）	(注) 6	(注) 3	3,400
計								876,300

- (注) 1. 取締役 東俊介、高橋秀幸は、社外取締役であります。
2. 監査役 山下翔一、中村直樹は、社外監査役であります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は33,615千円を支給しております。
4. 取締役の任期は、2025年3月31日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 児玉竜幸、山下翔一の任期は、2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から2028年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役 中村直樹の任期は、2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

①取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。東俊介氏を社外取締役としてスポーツ界から招聘し、スポーツビジネスに関してより広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。高橋氏を社外取締役として招聘し、長年にわたる経営者としての豊富な知見をもとに、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与されています。

②監査役会

2022年3月31日開催の「第4期定時株主総会」にて、監査役会の設置が決議されました。これにより、監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成し、定例監査役会を月1回開催しております。監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告書作成の協議、監査法人との対話等を行うとともに、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能させております。監査役としては、現行どおり取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べてまいります。なお、非常勤監査役2名は、いずれも社外監査役であります。

③内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

④会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人 FRIQ と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

2025年12月期において監査を執行した公認会計士は石川浩平氏、笠原寿敦氏であり、いずれも継続監査年数は7年未満のため記載を省略しております。また当該監査業務にかかる補助者は11名（公認会計士9名、その他2名）であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

⑤内部統制システムの整備の状況について

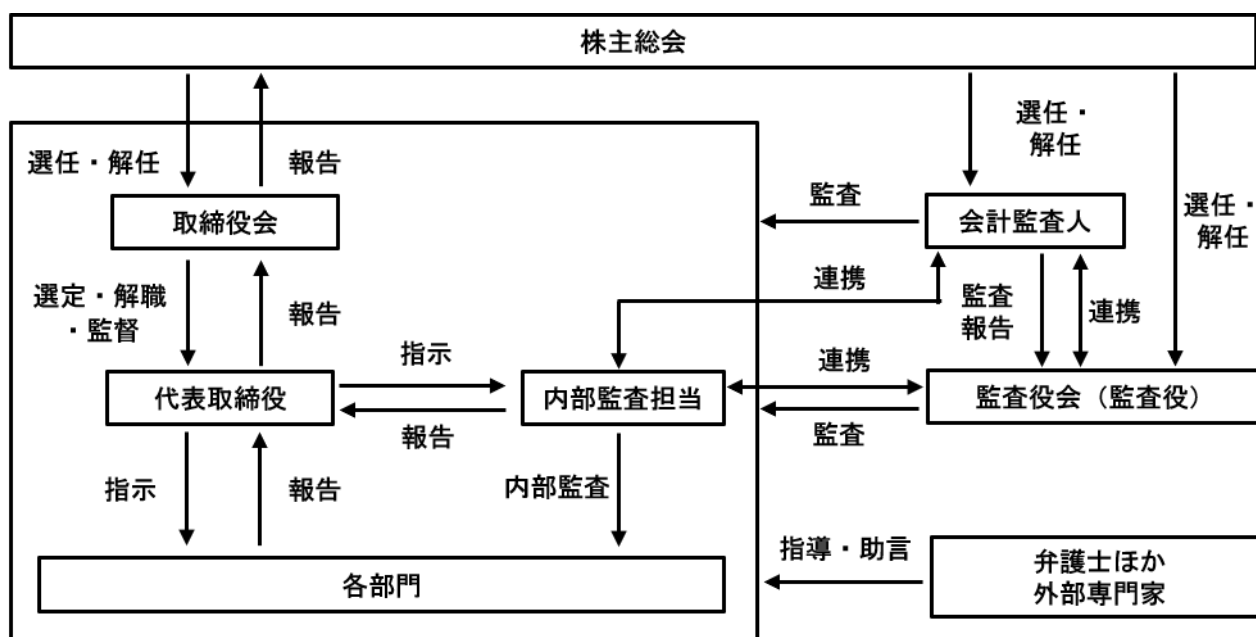
当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2019年10月15日開催の取締役会にて、規程を定める決議を行っており、現在その規程の運用を行っております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

⑥社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役が2名、社外監査役が2名選任されております。選任に際しては、客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで選任を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りです。



2. リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理規程」を制定し、リスク管理部門として、管理部がリスク管理活動を統括しております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の内容については、取締役会及び監査役会で決定しております。報酬額の明細（従業員分は除く）は次の通りであります。

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	27,915 (3,600)	27,915 (3,600)	—	—	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	5,700 (3,000)	5,700 (3,000)	—	—	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	33,615 (6,600)	33,615 (6,600)	—	—	10名 (5名)

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は12名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

6. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

10. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

1. 【監査法人に対する報酬の内容】

(単位：千円)

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
発行者	9,000	—
計	9,000	—

2. 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

3. 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

4. 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人FRIQによる監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、2025年6月23日付で当社が保有していた連結子会社である九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）の株式全株を売却しており、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
 (2025年12月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		44,114
売掛金及び契約資産	※1	38,182
未収入金		1,135
前払費用		14,728
その他		350
貸倒引当金		△2,551
流動資産合計		95,959
固定資産		
有形固定資産	※2	0
投資その他の資産		
投資有価証券		23
長期前払費用		1,201
敷金		2,130
長期未収入金		4,797
貸倒引当金		△4,797
その他		10
投資その他の資産合計		3,365
固定資産合計		3,365
資産の部合計		99,325

(単位：千円)

当事業年度
(2025年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	46,199
短期借入金	25,000
1年内返済予定の長期借入金	29,352
未払金	21,238
未払法人税等	2,342
未払消費税等	675
契約負債	80,241
預り金	5,876
その他	2,896
流動負債合計	213,821
固定負債	
長期借入金	110,257
固定負債合計	110,257
負債の部合計	324,078
純資産の部	
株主資本	
資本金	246,490
資本剰余金	
資本準備金	208,990
資本剰余金合計	208,990
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△680,633
利益剰余金合計	△680,633
株主資本合計	△225,153
新株予約権	400
純資産の部合計	△224,753
負債・純資産の部合計	99,325

②【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度	
	自 2025年 1月 1日	至 2025年 12月 31日
売上高	※ 1	489,069
売上原価		249,858
売上総利益		239,210
販売費及び一般管理費	※ 2	314,562
営業損失(△)		△75,352
営業外収益		
受取利息		97
利子補給金		52
その他		361
営業外収益合計		511
営業外費用		
支払利息		3,201
その他		155
営業外費用合計		3,356
経常損失(△)		△78,197
特別利益		
固定資産売却益	※ 3	818
関係会社株式売却益		15,177
特別利益合計		15,995
税引前当期純損失(△)		△62,201
法人税、住民税及び事業税		642
法人税等合計		642
当期純損失(△)		△62,844

【売上原価明細書】

(単位：千円)

当事業年度					
自 2025年 1月 1日					
至 2025年 12月 31日					
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成率 (%)	
I 商品売上原価		期首商品棚卸高	601	2,026	0.8
		当期商品仕入高	1,425		
		計	2,026		
		期末商品棚卸高	—		
II 材料費		期首材料棚卸高	1,271	39,361	15.8
		当期材料仕入高	38,090		
		計	39,361		
		期末材料棚卸高	—		
III 経費	※1		208,471	83.4	
当期売上原価			249,858	100.0	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

当事業年度	
自 2025年 1月 1日	
至 2025年 12月 31日	
支払報酬料	91,980
外注費	64,841
リーグ会費	15,000

③【株主資本等変動計算書】

自 2025年 1月 1日
至 2025年 12月 31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	175,490	137,990	137,990	△617,788	△617,788	△304,308
当期変動額						
新株の発行	71,000	71,000	71,000	—	—	142,000
当期純損失				△62,844	△62,844	△62,844
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	71,000	71,000	71,000	△62,844	△62,844	79,155
当期末残高	246,490	208,990	208,990	△680,633	△680,633	△225,153

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	400	△303,908
当期変動額		
新株の発行		142,000
当期純損失		△62,844
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	—	79,155
当期末残高	400	△224,753

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度	
	自 2025年 1月 1日	至 2025年 12月 31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)		△62,201
減価償却費		520
長期前払費用償却額		930
固定資産売却益		△818
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△6,430
受取利息		△97
支払利息		3,201
関係会社株式売却益		△15,177
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)		7,868
棚卸資産の増減額(△は増加)		1,872
前払費用の増減額(△は増加)		8,696
仕入債務の増減額(△は減少)		9,064
未払金の増減額(△は減少)		△13,345
契約負債の増減額(△は減少)		△58,899
未払消費税等の増減額(△は減少)		△8,816
その他		4,842
小計		△128,791
利息及び配当金の受取額		97
利息の支払額		△2,753
法人税等の支払額		△770
営業活動によるキャッシュ・フロー		△132,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△520
有形固定資産の売却による収入		818
有価証券の売却による収入		10,000
関係会社株式の売却による収入		15,177
敷金の差入による支出		△300
敷金・保証金の回収による収入		622
投資活動によるキャッシュ・フロー		25,798
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出		△5,000
長期借入金の返済による支出		△29,352
株式の発行による収入		138,015
財務活動によるキャッシュ・フロー		103,663
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△2,756
現金及び現金同等物の期首残高		46,870
現金及び現金同等物の期末残高		44,114

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において営業損失 75,352 千円、経常損失 78,197 千円、当期純損失 62,844 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 132,217 千円の支出となりました。その結果、当事業年度末において 224,753 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、子会社である九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）株式全株を売却し、さらに飲食事業においては全直営店舗からの撤退をいたしました。次年度においては、成長事業であるアスティーダサロンに経営資源を集約し、人員の重点配置及び営業体制の強化を行うことにより、当社が年 2 回実施するアスティーダエグゼクティブサロンをはじめとするコンテンツの質的向上及びプログラムの拡充を図り、提供価値の多層化を通じて事業の収益性の改善及び安定化に取り組んでまいります。

また、今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027 年 1 月 1 日から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。マッチデースポンサー等個別のイベント開催時におけるスポンサーその他の契約から生じる収入については、一時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。エグゼクティブサロン等個別のイベント開催時におけるスポンサー契約その他の役員提供契約から生じる収入については、一時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	520

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ4割であり、一般管理費に属する費用はおよそ6割です。なお、主な費目と金額については次の通りであります。

(単位：千円)

	当事業年度 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
役員報酬	33,615
給料手当	62,781
雑給	20,422
支払報酬料	30,889
貸倒損失	9,832
貸倒引当金繰入額	△6,430
減価償却費	520

※3 固定資産売却益の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

当事業年度	
自 2025年 1月 1日	
至 2025年 12月 31日	
工具、器具及び備品	818

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,619,700	142,000	—	1,761,700
合計	1,619,700	142,000	—	1,761,700

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資により 142,000 株の新様式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2019年第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000	—	—	33,000	—
2019年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	23,000	—	—	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	18,000	—	—	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000	—	—	9,000	72
合計		83,000	—	—	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

(単位：千円)

当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)	
現金及び預金	44,114
現金及び現金同等物	44,114

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等の他、銀行等金融機関からの借入による資金の調達をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 ※1	139,609	136,719	△2,889
負債計	139,609	136,719	△2,889

※1. 1年内返済予定額を含んでおります。

※2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2025年12月31日)
その他有価証券 非上場株式	23

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	25,000	—	—	—	—	—
長期借入金	29,352	26,330	23,745	20,460	10,364	29,358
合計	54,352	26,330	23,745	20,460	10,364	29,358

(注) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	136,719	—	136,719
負債計	—	136,719	—	136,719

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当事業年度(2025年12月31日)

売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	10,000	-	-
合計	10,000	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 社外協力者 6名	社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 23,000株
付与日	2019年4月26日	2019年12月20日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月27日～2029年3月28日	2019年12月20日～2029年12月19日

	2020年第3回新株予約権	2020年第4回新株予約権
決議年月日	2020年1月30日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 18,000株	普通株式 9,000株
付与日	2020年1月30日	2020年1月30日

権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月31日～2030年1月30日	2020年1月31日～2030年1月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 （注）	第2回新株予約権 （注）	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日	2020年1月30日	2020年1月30日
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	33,000	23,000	18,000	9,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	33,000	23,000	18,000	9,000

（注）株式数については、2019年4月25日付の株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2019年11月22日付の株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日	2020年1月30日	2020年1月30日
権利行使価格（円）	334（注）	492（注）	492	492
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	-

(注) 権利行使価格については、2019年4月25日付の株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2019年11月22日付の株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において、新たなストック・オプションの付与はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	192,633
貸倒引当金	2,198
減損損失	245
減価償却超過額	138
研究開発費	224
未払事業税	359
その他	137
繰延税金資産小計	195,938
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△192,633
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,305
評価性引当額小計	△195,938
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	7,483	185,149	192,633
評価性引当額	—	—	—	—	7,483	185,149	192,633
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2026年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.92%から30.81%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,032
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,182
契約資産（期首残高）（※1）	4,999
契約資産（期末残高）（※1）	4,999
契約負債（期首残高）（※2）	139,140
契約負債（期末残高）（※2）	80,241

（※1）契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

（※2）契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、契約負債として、独立表示しております。

なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は125,610千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」「アスティーダサロン事業」を加えた 3 つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの会費収入

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	調整額 (注) 1	財務諸表計 上額 (注) 2
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティー ダサロン事 業	計			
売上高							
一時点で移転される 財又はサービス	19,711	84,266	103,057	207,035	—	—	207,035
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	54,505	1,066	226,461	282,033	—	—	282,033
顧客との契約から 生じる収益	74,216	85,332	329,519	489,069	—	—	489,069
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	74,216	85,332	329,519	489,069	—	—	489,069
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	74,216	85,332	329,519	489,069	—	—	489,069
セグメント利益又はセ グメント損失(△)	△162,443	△24,090	222,081	35,548	—	△110,900	△75,352
セグメント資産	18,350	820	31,369	50,540	—	48,785	99,325
その他の項目							
減価償却費	520	—	—	—	—	—	520
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	520	—	—	—	—	—	520

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額△110,900千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 48,785千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 製品・サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	当社代表取締役	被所有 直接 49.03	当社代表取締役	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注）	12,914	—	—

（注）当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務保証を受けている物件について、当事業年度に支払った賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。なお、保証料の支払いはありません。

2. 子会社の役員及び主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社の役員	川面 創	子会社代表取締役	—	当社子会社の代表取締役	子会社株式の譲渡	15,177	関係会社株式	—

（注）2025 年 6 月 23 日付で、当社の連結子会社であった九州アスティード株式会社（現 九州カーリーナ株式会社）の株式全株を売却したものです。取引条件については第 3 者機関への株価算定に基づき決定しております。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)
1株当たり純資産額	△127円 80銭
1株当たり当期純損失(△)	△36円 60銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)
当期純損失(△) (千円)	△62,844
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△62,844
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,717,174
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産 工具器具備品	—	—	—	0	520	520	0
有形固定資産計	—	—	—	0	520	520	0

(注) 有形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	25,000	3.13	—
1年以内に返済予定の長期借入金	29,352	29,352	1.71	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	139,609	110,257	1.53	2027年～2036年
合計	198,961	164,609	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	26,330	23,745	20,460	10,364

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,780	7,349	10,816	2,963	7,349

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産負債の内容】

①資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	74
預金	
普通預金	44,040
合計	44,114

ロ. 売掛金 (相手先別内訳)

区分	金額 (千円)
株式会社防除研究所	5,500
STM 株式会社	5,500
ナレッジマーケティング株式会社	3,190
株式会社 DAIKU	1,833
MOVIN 株式会社	880
その他	16,279
合計	33,182

(注) 相手先への請求金額から便益の未履行部分に係る金額を控除した残高を記載しています。

ハ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生額 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
35,032	362,369	364,219	33,182	91.7	34.4

(注) 消費税の会計処理は、税抜方式を採用していますが、当期発生高には消費税が含まれております。

①負債の部

イ. 買掛金

区分	金額 (千円)
株式会社 DAIKU	17,796
選手等報酬	12,276
株式会社ラグナガーデンホテル	3,306
楽天ヴィッセル神戸	2,318
ダスキレントオール名古屋イベントセンター	2,398
その他	8,102
合計	46,199

(注) 選手等報酬は、監督・コーチ・選手報酬の合計金額で表示しております。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社グループの公告掲載URLは次の通りです。 https://ryukyuasteeda.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石川 浩平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 寿敦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上